

# 官庁営繕の基準類について

## ①基準の体系

### 官 公 庁 施 設 の 建 設 等 に 関 する 法 律

営繕計画書に関する  
意見書制度

国家機関の建築物及びその附帯施設の  
位置、規模及び構造に関する基準

保全の基準

#### 計画・予算等関連基準

新営予算単価

新営一般庁舎面積算定基準

緊急度判定基準

その他

#### 調査・設計・施工関連基準

官庁施設の基本的性能  
基準

官庁施設の総合耐震計画  
基準

建築設計基準

建築構造設計基準

公共建築工事  
標準仕様書

建築工事標準詳細図

官庁施設の環境保全性  
基準

建築設備設計基準

公共建築工事積算基準

公共建築改修工事  
標準仕様書

その他

#### 保全関連基準

各所修繕費要求単価

庁舎維持管理要求単価

建築保全業務共通仕様書

その他

官庁営繕の技術基準

# 官庁営繕の基準類について

## ②基準・手引き等の具体的な記載(災害関連)

斜体:本文の抜粋・要約  
( )内:基準類の解説

	告示基準	技術基準	その他
立地	<p>●国家機関の建築物等及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、地質、気象等の自然的条件からみて、災害の防止が図られている</li> <li>・地震災害時において、災害応急対策を行うために必要な官庁施設の位置は、電気、ガス及び機能に障害が生じないものであり、また、地域の地域防災計画に配慮し、地公体との連携が図られている</li> </ul>	<p>●官庁施設の総合耐震計画基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命・財産の安全が確保される</li> <li>・災害応急対策に必要な施設においては、ライフライン及び前面道路の機能障害が発生せず、地域防災計画等に基づき、地公体との連携を考慮</li> </ul>	《災害関連なし》
	<p>●国家機関の建築物等及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができる</li> <li>・官庁施設の種類に応じて、耐震性能の目標の達成が図られている</li> </ul>	<p>●官庁施設の基本的性能基準</p> <p>●官庁施設の総合耐震計画基準 (官庁施設が満たすべき性能水準等を規定)</p> <p>●建築設計基準</p> <p>●建築構造設計基準</p> <p>●建築設備計画基準、同設計基準 (標準的な設計手法等を規定)</p> <p>●営繕事業のプロジェクトマネジメント要領 (事業実施の標準的なプロセスを規定)</p>	《災害関連なし》
整備			<p>○建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例 (使用・保全の説明書作成の手引)</p> <p>○業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 (BCPを作成する際の留意点等)</p>
使用・保全	<p>●国家機関の建築物等の保全に関する基準</p> <p>(災害応急対策を行う拠点となる室等について、支障となる損傷等を生じさせないよう保全するよう規定)</p> <p>(水防板等について、浸水を防御する機能に支障を生じないよう保全するよう規定)</p>	《災害関連なし》	<p>○官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項 (受け入れを想定した留意点等)</p> <p>○国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領 (大きな外力が作用した場合の状態の確認(点検)など)</p>

○国土交通省告示第2379号

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第一三条第一項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準を次のように定める。

平成 6年12月15日

建設大臣 野坂浩賢

## 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

[平成6年12月15日 建設省告示第 2379 号]

[改正 平成16年 1月 9日 国土交通省告示第 4号]

[改正 平成18年 3月14日 国土交通省告示第336号]

[改正 平成19年 4月27日 国土交通省告示第522号]

[改正 平成19年 6月19日 国土交通省告示第833号]

### 第一 趣旨

国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）の位置、規模及び構造については、官公庁施設の建設等に関する法律その他の官庁施設の位置、規模及び構造に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### 第二 位置に関する基準

官庁施設の位置は、当該官庁施設の用途に応じて、次に定める事項を総合的に勘案して選定されているものとする。

一 原則として当該官庁施設を使用する国家機関の所管区域内にあること。

二 地形、地質、気象等の自然的条件からみて、災害の防止が図られ、かつ、環境の保全に配慮されていること。

三 地震災害時において、災害応急対策を行うために必要な官庁施設の位置は、電気、ガス及び水の供給、下水の排除、通信並びに前面道路の機能に障害が生じないものであり、又は、これらの機能に障害が生じた場合であっても、早期に復旧が可能なものであること。また、当該官庁施設の存する地域の地域防災計画に配慮し、地方公共団体との連携が図られたものであること。

四 周辺の地域において、道路、鉄道等の公共の用に供する施設が整備され、又は整備される見込みがあり、公衆の利便及び公務の能率増進が図られること。

五 当該官庁施設を使用する国家機関と業務上関連がある機関の施設の整備の現状及びその将来の見通しに配慮されていること。

六 道路、公園、下水道、一団地の官公庁施設等に関する都市計画との整合性が図られており、かつ、これらの施設の整備の現状及びその将来の見通しからみて、当該官庁施設が周辺の環境に著しい影響を及ぼさないこと。

七 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性が図られ、良好な市街地環境等の形成に寄与すること。

八 当該官庁施設の敷地は、当該敷地全体を有効に利用できる形状であること。ただし、賃借等により借り受ける官庁施設（以下「借受官庁施設」という。）

については、敷地を賃借等する場合を除き、適用しない。

九 当該官庁施設の利用者、執務者等が安全かつ円滑に出入りできる構造の道路に接すること。

### 第三 規模に関する基準

官庁施設の規模は、当該官庁施設の用途に応じて、公衆の利便及び公務の能率増進が図られるよう設定されているものとし、少なくとも次に定める事項を満たすものとする。

#### 一 建築物の規模

イ 建築物の規模は、当該建築物を使用する国家機関の所掌事務の内容及び組織の構成並びに当該建築物の利用者、執務者等の数が適切に反映されていることを基本とし、必要に応じ、利用者又は執務者のための休憩所等及び事務能率の向上に資する機器等の設置場所の確保等に配慮して設定されていること。

ロ 敷地の高度利用に配慮されていること。ただし、借受官庁施設については、敷地を賃借等する場合を除き、適用しない。

#### 二 敷地の規模

イ 敷地の規模は、建築物の規模に応じたものとし、必要に応じ適切な規模の駐車場、緑地等に必要な面積が確保されたものであること。

ロ あらかじめ当該官庁施設について増築等の計画が定められている場合においては、当該増築等のために必要な敷地の確保に配慮されたものであること。ただし、借受官庁施設については、敷地を賃借等する場合を除き、適用しない。

### 第四 構造に関する基準

官庁施設の構造は、当該官庁施設の用途に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の各観点から次に定める事項を総合的に勘案して決定されているものとする。また、その構造に応じた当該官庁施設の使用の条件及び方法が定められているものとする。

#### 一 地域性

イ 地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものであること。

ロ 官庁施設の敷地内において緑化が図られていること等により、地域の良好な景観の形成に寄与したものであること。

#### 二 機能性

イ 官庁施設の利用者、執務者等の安全性及び利便性が確保されたものであること。

ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであること。

ハ 適切な温湿度の維持、明るさの確保等により快適な室内環境が確保されたものであること。

ニ 高度な情報処理を行うための機器等を設置することができるものであり、かつ、適切な情報の管理及び当該機器等の安全性の確保が可能なものであること。

ホ 地震、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮すること

ができるものであること。

### 三 経済性

- イ 構造体（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）は、長期間の使用に耐えるものであること。
- ロ 構造体以外の部分は、修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものであること。
- ハ 補修及び更新しやすい建築材料、機器等の使用及び点検、保守等に必要な空間の確保等により、修繕及び保全を容易に行うことができるものであること。
- ニ 行政需要の変化に対応して、空間の有効利用及び機能の向上を図ることができるよう、間仕切の変更、機器の増設又は移設等を伴う修繕又は模様替を容易に行うことができるものであること。
- ホ 建築材料、機器等は、品質、性能、耐久性等が総合的に勘案され、長期的にみて官庁施設の建設、修繕、保全等に要する全体の費用の節減が図られるよう配慮されたものであること。

### 四 環境保全

- イ 官庁施設には、熱の損失の防止及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置が講じられていること。
- ロ 建築材料、機器等は、環境の保全に配慮したものとし、建築材料については、できる限り再生された、又は再生できるものであること。

## 2 地震に対する安全性の確保を図るため、官庁施設の構造は、前項に定める事項のほか、次に定める事項を勘案して決定されているものとする。

### 一 基本事項

構造体、建築非構造部材（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備については、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域的条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、それぞれ次号から第4号までに規定する極めて稀に発生する地震動（以下「大地震動」という。）に対する耐震性能の目標の達成が図られたものであること。

### 二 構造体の耐震性能

- イ 構造体の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとすること。
  - (1) 別表（一）から（三）、（五）及び（十）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.5を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。
  - (2) 別表（四）、（六）から（九）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。ただ

し、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.25を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

(3) 別表(十二)に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体全体の耐力が著しく低下しないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

ロ 建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、大地震動時における上部構造(基礎より上に位置する建築物の部分を用いる。以下同じ。)の変形が制限されたものであること。

ハ 上部構造の柱、はり、壁等は、水平力に耐えるように、つり合いよく配置されたものであること。また、基礎の構造は、その損傷により、上部構造に有害な影響を与えないものであること。

ニ 工作物の構造体は、機能に応じた耐震性能が確保されたものであること。

### 三 建築非構造部材の耐震性能

イ 建築非構造部材の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

(1) 別表(一)から(七)、(十)及び(十一)に掲げる官庁施設については、大地震動後、建築非構造部材が、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。ただし、災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室(2)においてこれらを総称して「特定室等」という。)以外の室等内に面する部分におけるものについては、この限りではない。

(2) 別表(八)、(九)及び(十二)に掲げる官庁施設及び特定室等以外の室等内に面する部分については、大地震動後、建築非構造部材の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

ロ 建築非構造部材は、建築設備の機能の維持を阻害しないように配慮されたものであること。

### 四 建築設備の耐震性能

イ 建築設備の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

(1) 別表(一)から(六)、(十)及び(十一)に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ、相当期間維持することができるものであること。また、必要な建築設備の機能についての信頼性の向上が図られたものであること。

(2) 別表(七)から(九)及び(十二)に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

別表

種	類
(一)	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（二）から（十一）において同じ。）
(二)	災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、二以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設
(三)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域内にある（二）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設
(四)	（二）及び（三）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所及び海上保安監部等が使用する官庁施設
(五)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設
(六)	病院であって、（五）に掲げるもの以外の官庁施設
(七)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（四）に掲げる警察大学校等を除く。）
(八)	学校、研修施設等であって、（七）に掲げるもの以外の官庁施設（（四）に掲げる警察大学校を除く。）
(九)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設
(十)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
(十一)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
(十二)	（一）から（十一）に掲げる官庁施設以外のもの
備考	
一	この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和三十二年法律第二十八号）第十二条及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百五十八条に規定する管区海上保安本部をいう。
二	この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和三十九年法律第百六十二号）第二十七条に規定する警察大学校、同法第二十九条第四項に規定する皇宮警察学校、同法第三十二条に規定する管区警察学校並びに同法第五十四条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
三	この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和三十九年政令第百五十一号）第三条に規定する機動隊をいう。
四	この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成十一年法

律第九十五号)第十五条及び財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第八十三条に規定する財務事務所及び財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)第二百六十一条に規定する出張所並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)第九十四条に規定する財務出張所をいう。

五 この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法(平成十三年法律第百号)第三十二条及び地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)第四百十条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び営繕事務所並びに内閣府設置法第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則第九十四条に規定する国道事務所をいう。

六 この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第三十二条及び地方整備局組織規則第四百十条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則第九十四条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。

七 この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第三十四条に規定する開発建設部をいう。

八 この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第三十九条及び地方航空局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十五号)第三十五条に規定される空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所、航空無線標識所、航空無線通信所及び航空衛星センターをいう。

九 この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第四十条に規定する航空交通管制部をいう。

十 この表において、「地方气象台」とは、国土交通省設置法第五十条第一項に規定する地方气象台をいう。

十一 この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第五十条第三項に規定する測候所をいう。

十二 この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十三条及び海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第一百八条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、情報通信管理センター、海上交通センター、航空整備管理センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。

#### 附 則 (平成6年12月15日 建設省告示第 2379 号)

この告示は、公布の日から適用し、この告示の施行の際現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設については、適用しない。

#### 附 則[略] (平成16年 1月 9日 国土交通省告示第 4号)



**附 則[略]（平成18年 3月14日 国土交通省告示第336号）**

**附 則（平成19年 4月27日 国土交通省告示第522号）**

この告示は、公布の日から施行し、この告示の施行の際、現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設、並びに現に借り受けしている官庁施設については、適用しない。

**附 則（平成19年 6月19日 国土交通省告示第833号）**

この告示は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

○国土交通省告示第 551 号

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準を次のように定める。

平成17年 5月27日

国土交通大臣 北側 一雄

**国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準**

**第一** 各省各庁の長は、建築物の営繕又は附帯施設の建設をした際の性能に応じ、通常の使用における劣化、摩耗等の状況を勘案して、その所管に属する建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）を計画的かつ効率的に保全しなければならない。

また、各省各庁の長は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成六年建設省告示第二千三百七十九号）第四の規定により定められた建築物等の使用の条件及び方法に基づき、建築物等の適正な保全に努めなければならない。

**第二** 国家機関の建築物等は、別表第一（い）欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。

**第三** 国家機関の建築物等は、第二に定めるもののほか、別表第二（い）欄に掲げる当該建築物等の特性、用途及び機能が、同表（ろ）欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。

**第四** 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等を適正に保全するため、建築物の敷地及び建築物の各部等に、別表第一（ろ）欄及び別表第二（は）欄に掲げる支障があると認めるときは、必要に応じ調査をし、当該損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守その他の必要な措置を適切な時期にとらなければならない。

附 則

この告示は、平成十七年六月一日から施行する。

**別表第一（第二関係）**

(い)		(ろ)
建築物の敷地及び地盤面		著しいき裂、不陸、傾斜又は排水不良
構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定するものをいう。）	基礎	沈下、き裂その他の損傷、変形又は腐食
	木造	イ 土台の内部に及ぶ腐朽 ロ 柱、はり等に傾斜を生じさせる木部の腐朽又は緊結金物のさびその他の腐食
	組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）	イ れんが、石その他の組積材料間の目地及び他の材料との取合部における著しいき裂又は移動を伴う緩み ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食

	補強コンクリートブロック造	<p>イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他の著しい損傷又は変形</p> <p>ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形</p> <p>ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食</p>
	鉄骨造	<p>イ 柱の脚部のコンクリートに生じている鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂</p> <p>ロ 柱又ははりにおける目視により認められる変形</p> <p>ハ 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトにおける損傷又はさびその他の腐食（軽微なものを除く。）</p> <p>ニ 鉄骨の部材の接合部における緩み</p> <p>ホ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形</p> <p>ヘ イからホまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食</p>
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	<p>イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂</p> <p>ロ 柱又ははりにおける目視により認められる変形</p> <p>ハ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形</p> <p>ニ イからハまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食</p>
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの（以下「建築非構造部材」という。）	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、パラペット及び建具	仕上げ材料、附属物その他の落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩み
	高架水槽、冷却塔、手すり、煙突その他建築物の屋外に取り付けるもの	落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は構造耐力上主要な部分その他の部分との接合部における緩み
床及び階段	共通	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼす

		き裂その他の損傷、変形又は腐食
	居室の床	使用上の支障となる振動が発生するき裂その他の損傷、変形又は腐食
	モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の建築材料を使用する床	建築材料のはく離又は浮き
	二重床	著しいがたつき
	階段その他に用いる滑り止め	滑り防止に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はぐらつき
	視覚障害者誘導用ブロック等	視覚障害者の誘導その他に支障を及ぼすおそれがある建築材料のはく離、浮き又は変退色
	床点検口	著しいがたつき又は開閉不良
防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む。）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがあるき裂その他の損傷
	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良又はき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための建築物の部分		イ 建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物の耐久性を損ない、又は当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食 ロ コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料のはく離又はこれらの接合部における緩み ハ ルーフドレン及びといの排水不良
静穏を必要とする室		壁、窓、出入り口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分の防音上支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
建具	共通	イ 開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良 ロ 気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
	自動扉その他自動的に開閉するもの	センサー、制動装置その他の安全装置の作動不良
階段、バルコニーその他の建築物の部分に設		安全かつ円滑な利用に支障を及ぼすおそれがある

ける防護柵、手すりその他		き裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み
屋内及び屋外の案内表示		容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することに支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色又は脱落
建築設備	共通	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能の著しい低下
	設備機器	イ 安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み ロ 大規模な地震が発生した後、当該設備機器の移動、転倒、落下又は破損による損害の拡大を防止するための建築物の構造耐力上主要な部分その他の部分への固定の不備
	配線、配管及び風道その他のダクト	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み
	昇降機	イ 安全装置の作動不良 ロ ガイドレール、巻上機等の損傷、変形又は腐食
	排煙設備	排煙機、排煙口及び非常電源の作動不良、排煙口からの通気不良又は排煙風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
	換気設備	換気装置の作動不良、排気口及び給気口の通気不良又は排気筒、排気口、給気口及び風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
	非常用の照明設備	照明の点灯不良又は予備電源の作動不良
	給水設備及び排水設備	配管の著しいき裂その他の損傷、変形又は腐食
煙突、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物等		転倒又は落下のおそれがある傾斜、き裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩み又は水抜穴の排水不良
駐車場及び敷地内の通路		人及び車両の安全かつ円滑な通行又は物品の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、タイル、石、アスファルト・コンクリートその他の材料のはく離

別表第二（第三関係）

(い)	(ろ)	(は)
積雪、凍結その他による被害が生ずるおそれがある地域における建築物等	屋根、外壁、屋外の建築設備その他の屋外に面する部分	積雪、凍結その他により、落下その他の屋外の安全上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
災害応急対策を行うために必要な建築物等（災害対策の指揮、災害情報の伝達等の施設及び救護施設をいう。）	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路	大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩み
	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備	建築物等の浸水を防御する機能上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
危険物を貯蔵し、又は使用する建築物等	危険物を貯蔵し、又は使用する室	大規模な地震が発生した場合に危険物の管理上支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩み
不特定かつ多数の者が利用する建築物等	出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路その他の不特定かつ多数の者が利用する部分	高齢者、身体障害者等の円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の材料のはく離
免震構造又は制振構造の建築物等	免震装置又は制振装置	免震又は制振の効果を損なうおそれがある部材及び機構のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩み